

監修

高木市之助
山岸德平

久松潜一
小島吉雄

日本書紀

武田祐吉校註

朝日新聞社刊
日本古典全書

武田祐吉（たけだいうきち）

明治十九年東京生。昭和三十三年
歿。大正二年國學院大學國文學科
卒業。國學院大學教授。昭和二十
五年日本學士院賞。主著―國文學
研究、萬葉集全註釋、古事記說話
群の研究、記紀歌謡集全誦等。

日本古典全書

「日本書紀」一 武田祐吉校註

昭和二十三年一月三十日初版發行

昭和四十三年七月二十日第十一版發行

印刷所 明善印刷株式會社

發行所 朝日新聞社（東京都千代田區

有樂町・大阪市北區中之島・北九

州市小倉區砂津・名古屋市中區榮）

定價 三八〇圓

目次

解 説

一、成立	三	六、態度	二四
二、内容	六	七、文學性	二九
三、性質	九	八、歌謠	三三
四、文章	一三	九、研究史	三六
五、訓法	一九	一〇、傳本及び研究書	三八

凡 例

本 文

日本書紀卷の第一

神代の上

書き下し文・原文

〔一〕 天地開闢(本文)

目次

五一 五二

〔三〕	別傳（一書の一）	五三
〔三〕	同（一書の二）	五三
〔四〕	同（一書の三）	五三
〔五〕	同（一書の四）	五四
〔六〕	同（一書の五）	五四
〔七〕	同（一書の六）	五四
〔八〕	伊弉諾の尊・伊弉冉の尊の出現（本文）	五五
〔九〕	別傳（一書の一）	五六
〔一〇〕	同（一書の二）	五六
〔一一〕	神世七代（本文）	五六
〔一二〕	竊生の神の別傳（一書）	五七
〔一三〕	二神の婚姻と大八洲國（本文）	五七
〔一四〕	二神の婚姻の別傳（一書の一）	六一
〔一五〕	瓊敷慮島の別傳（一書の二）	六三
〔一六〕	同（一書の三）	六三
〔一七〕	同（一書の四）	六三
〔一八〕	二神の婚姻の別傳（一書の五）	六四
〔一九〕	大八洲國の別傳（一書の六）	六四
〔二〇〕	同（一書の七）	六五
〔二一〕	同（一書の八）	六五

〔三〕	同 (一書の九)	空	空
〔三三〕	二神の婚姻の別傳	空	空
〔三四〕	貴子の出現 (本文)	空	空
〔三五〕	別傳、白銅鏡 (一書の一)	六	充
〔三六〕	蛭兒、素戔鳴の尊の出現の別傳 (一書の二)	充	七
〔三七〕	火神の出現 (本文)	七	七
〔三八〕	別傳 (一書の一)	七	七
〔三九〕	同 (一書の二)	七	七
〔四〇〕	同、花の窟 (一書の三)	七	七
〔三一〕	同、火神を斬る、黄泉、禊 (一書の四)	七	七
〔三二〕	同、火神を斬る (一書の五)	八	八
〔三三〕	同、山神の出現 (一書の六)	八	八
〔三四〕	同、黄泉 (一書の七)	八	八
〔三五〕	同、黄泉、禊 (一書の八)	八	八
〔三六〕	保食の神 (一書の九)	八	七
〔三七〕	素戔鳴の尊の昇天 (本文)	八	八
〔三八〕	誓約 (本文)	九	九
〔三九〕	男神の出現 (本文)	九	九
〔四〇〕	御子に關する神勅 (本文)	九	九
〔四一〕	誓約の別傳 (一書の一)	九	九

目次

四

〔四三〕 同 (一書の二)	九五	九七
〔四三〕 同 (一書の三)	九六	九八
〔四四〕 磐戸 (本文)	一〇〇	一〇一
〔四五〕 磐戸の別傳 (一書の一)	一〇三	一〇四
〔四六〕 同 (一書の二)	一〇四	一〇五
〔四七〕 同、誓約 (一書の三)	一〇六	一〇
〔四八〕 八岐の大蛇 (本文)	一一三	一一四
〔四九〕 素戔鳴の尊の子孫 (一書の一)	一一五	一一六
〔五〇〕 八岐の大蛇の別傳 (一書の二)	一二六	一二七
〔五一〕 同 (一書の三)	一二八	一二九
〔五二〕 同 (一書の四)	一二九	一三〇
〔五三〕 樹木の起源 (一書の五)	一二二	一二三
〔五四〕 大國主の神 (一書の六)	一三三	一三四

日本書紀卷の第二

神代の下	一二七
------------	-----

〔一〕 天の穗日の命 (本文)	一二七	一三八
〔二〕 天稚彦 (本文)	一二八	一二九
〔三〕 經津主の神と武甕槌の神 (本文)	一三三	一三四

〔四〕	天孫降臨、鹿葦津姬（本文）		一五	一毛
〔五〕	天稚彦、天孫降臨の別傳（一書の一）		一六	一毛
〔六〕	經津主の神と武甕槌の神、天孫降臨、鹿葦津姬の別傳（一書の二）		一七	一五
〔七〕	鹿葦津姬の別傳（一書の三）		一五	一五
〔八〕	天孫降臨の別傳（一書の四）		一六	一五七
〔九〕	鹿葦津姬の別傳（一書の五）		一五	一五九
〔一〇〕	天稚彦、天孫降臨、鹿葦津姬の別傳（一書の六）		一六	一六二
〔一一〕	忍穗耳の尊の系譜の別傳（一書の七・八）		一六	一六四
〔一二〕	海幸山幸（本文）		一五	一六七
〔一三〕	豐玉姬（本文）		一六	一六九
〔一四〕	海幸山幸・豐玉姬の別傳（一書の一）		一七	一七四
〔一五〕	同（一書の二）		一六	一七八
〔一六〕	同（一書の三）		一八	一八四
〔一七〕	同（一書の四）		一六	一九〇
〔一八〕	鸕鷀草葺不合の尊の系譜（本文）		一三	一九二
〔一九〕	別傳（一書の一）		一三	一九三
〔二〇〕	同（一書の二）		一三	一九三
〔二一〕	同（一書の三）		一三	一九三
〔二二〕	同（一書の四）		一四	一九四

日本書紀
一

武田祐吉

解 說

一、成立

漢字が渡來してから、日本の人々はこれを使用して、言語を記述することを知つた。一方には現在の事實に即して手紙や帳簿などが書かれ、一方には前から語り傳へてゐたことを記し留めるやうになつた。應神天皇の御代に、百濟から阿直岐や王仁が來たことは、文獻に依つて傳へられる漢字の渡來であるが、事實は、それよりも前に、若干の渡來があつたのであらう。その後、時代を経過するに従つて、漢字の使用は、漸次盛になつて行つた。履中天皇の四年（日本紀元一〇六三年）には、諸國に國史を置き言事を記さしめたが、ここに國史といふのは、諸國の役所の書記のことである。

推古天皇の御代に至つて、文字が一層盛に使用せられるやうになつたことは、金石文、文書、書籍等に互つて、いはゆる推古朝の遺文と稱せられるものの存してゐることに依つても知られる所である。これは直接もしくは間接に當時指導者の立場にあつた聖德太子の力に由るものである。推古天皇の二十八年（日本紀元一二八〇年）には、聖德太子は、蘇我馬子と共に、天皇記及國記臣連伴造國造百八十部并

公民等本記を編せられた。この書は傳はらないので、内容は不明であるが、多分上古以來の事を記したものと推測せられる。

かくて文運は年に進み、天智天皇の時代には律令の制定を見るに至つたが、これに續く天武天皇の御代には、帝紀及び本辭の偽を削り正實を定めて稗田阿禮に敕授せられることあり、これは後、元明天皇の和銅五年に至つて、太安萬侶に依つて書籍になつたのが古事記三卷である。天武天皇二年三月には一切經を書寫せしめられ、十年三月には川島の皇子等をして帝紀及び上古の諸事を記し定めしめ、その四月には禁式九十二條を立て、十一年三月には境部連石積等に命じて新字一部四十四卷を造らしめた。かくの如く、文字使用に關する事蹟も多く傳へられるやうになつた。

前記、天武天皇の十年三月に、帝紀及び上古の諸事を記し定めしめたことは、日本書紀の卷の二十九に、

丙戌(十六日)、天皇御_ニ于大極殿、以詔_ニ川島皇子、忍壁皇子、廣瀨王、竹田王、桑田王、三野王、大錦下上毛野君三千、小錦中忌部連首、小錦下阿曇連稻敷、難波連大形、大山上中臣連大島、大山下平群臣子首、令_ニ記_ニ定帝紀及上古諸事、大島子首親執筆以錄焉。

とあるものであり、命を受けた者の人數、並びに顔ぶれから見ても、相當大がかりであつたことが知られる。その成果に就いて明瞭な記事は無いが、多分この事業が繼續せられて、その後三十八年を経て日

本書紀を得るに至つたものと考へられる。その間、持統天皇の五年八月には、大三輪さだきべ、膳部いそのかみ、石上、藤原、石川、巨勢こせ、膳部かほべ、春日、上毛野かみつげ、紀伊き、阿部、佐伯、采女うねめ、穗積、阿曇あづみ、平群へいり、羽田の十八氏に詔して、その祖等の纂記を上らしめられたが、これは資料蒐集の爲なるべく、また元明天皇の和銅七年二月に、紀清人、三宅藤麻呂に國史を撰せしむと傳へるのも、同一の事業に關するものであらう。

かくて續日本紀元正天皇の養老四年（日本紀元一三八〇年）五月二十一日の條に、

先是、一品舍人親王、奉勅修日本紀、至是功成、奏上紀卅卷系圖一卷。

とあつて、ここに至つて日本書紀の成立を見るに至つたものと爲される。但しこの記事には日本紀とあり、また紀三十卷系圖一卷とあるが、現行の日本書紀は、日本書紀と題せられ、また系圖一卷を傳へてゐない。古く他の書籍に引用したのものにも日本紀と記したものが多く、それらも多分現行の日本書紀と同一の書であらうと考へられてゐる。

舍人とねりの親王は、天武天皇の第六の皇子で、（日本書紀に依る。續日本紀には第三の皇子とある）知太政官事に至り、天平七年十一月十四日に薨じた。成立當時、この方が編者の首位に在つたもので、實際の編纂執筆には、他の學者が多く參與したものであらう。弘仁私記の序文には、古事記の撰者として知られる太安萬侶をも撰者として擧げてある。これは後世の文獻ではあるが、安萬侶が參與したといふことも、あり得べき事と考へられる。

二、内容

日本書紀、古くはヤマトブミとも讀まれてゐたが、それは成立當時の讀み方であるか否か、あきらかで無いので、今日では普通字音でニホンシヨキと讀んでゐる。日本は、わが國號、書紀は後漢書に「叙帝王事」、謂之書紀、「叙臣下事 謂之書列傳」とあつて、天皇の御事蹟を記した書の義であると解せられる。内容は、神代に始まつて持統天皇の御代に及んでゐるのであるが、その大部分を占めてゐる歴代天皇の御事蹟の記事に依つて、日本書紀と題したものであらう。三十卷あつて、古事記の三卷であるのに對して、卷數は十倍であるが、これは古事記は推古天皇の御代に終つてゐるのに、日本書紀は更に降つて持統天皇の御代に及んでゐること、神代の部分の如き、古事記は唯一個の傳承を記してゐるのに、日本書紀は數個の傳承を併記してゐること、日本書紀には特に短い卷もあること等の事情があつて、その内容が、古事記に比べて十倍の詳しさを有してゐるわけでは無い。同一の時代に關する記事でも、相互に出入があるが、しかし大體に於いて日本書紀の方が詳しく、殊に古事記は、仁賢天皇の御代以後は、記事が簡單になつてゐるのに、日本書紀は、時代が降るに伴つて、記事が詳密になつて行く傾向を有してゐる。

古事記に比べて、日本書紀の内容が詳密なのは、資料が豊富であつたからである。古事記は、帝紀と

本辭とに依つて成つてゐることは、その序文に明記せられてゐるが、日本書紀も帝紀と本辭とを使用し、更にその他の資料をも手廣く蒐集し使用してゐる。

帝紀は、歷代天皇の御事蹟に就いて記したもので、御名、宮號、治天下、后妃、皇子皇女、重要な御事蹟、崩御の年月、寶算、山陵等に關する記事を有し、早くから書籍になつてゐたものと推定される。帝紀は、數種あつたものの如く、日本書紀の本文として使用した帝紀は、古事記の使用したものと相違があり、日本書紀は、本文としたものの外に、他の傳來をも參考として、一云を冠して附記してゐる。その兩書の記事は、特に寶算、崩御の年月等に關して相違する所が多く、帝紀としてはその部分が後に生育したものであることを語つてゐる。

本辭は、神代の物語、歷代天皇の御事蹟中の物語の部分の如きをいふが、これも同一の物語に就いても數個の傳承があつたものの如く、古事記に載せた所と、一致するとは限らない。神代の物語の如きは、日本書紀自身に於いても、本文としたものの外に數個の別傳を併記してゐる。これは日本書紀の編纂當時、既に文字になつてゐたものもあり、また中には口誦せられてゐたものも無かつたとは斷言出来ない。日本書紀は、以上の帝紀及び本辭の外に、更に各種の資料を使用してゐる。書名の明記されてゐるものには、魏志、百濟記、百濟本記、百濟新撰、日本世記、日本舊記、帝王本紀等がある。魏志は、晋の陳壽の三國志の一で、倭人傳など特に日本に關する記事を有してゐるので注意されてゐる。その引用は

神功皇后の卷にあり、後人の書入とする説もあるが、やはりもともとから存したものと爲すべきであらう。百濟記、百濟本紀、百濟新撰は、いづれも百濟の國の史書と推定せられる。日本世記は、高麗の沙門道顯の撰と記されて居り、日本の歴史を書いたものの如くである。これは齊明天皇、天智天皇の卷に引用されてゐる。日本舊記は撰者不明であるが、これは雄略天皇の卷に引用されてゐる。また帝王本紀は、欽明天皇の卷に、その皇子に關して引用されて居り、帝紀の類であると推測される。齊明天皇の卷に引いてゐる伊吉連博徳の書、並びに難波吉士男人の書は、その御代に唐に使した時の記文であつて、殊に博徳の書は日記の體を成し、記事も詳密である。日本人の書いた日記の文として、現存せる最古のものである。これは特定の書を指すものであるから、書名に準じて見るべきである。

次に普通名詞として擧げられてゐるものに、譜第がある。譜第は系圖の書で、顯宗天皇の卷に見える。これは續日本紀にも見えてゐる。その外、ただ漠然として出處を指示してゐるものに、一書、一本、或書、或本、舊本の類があり、これらは如何なる書とも知られないものである。

日本書紀は、特にその本文に於いては、書名を擧げないで、他の書籍を使用してゐる。これには、卷初の天地開闢の條の如く、漢籍の三五曆記さんごりきき、淮南子あなんし等の内容を資料として書いたものがあり、また雄略天皇の遺詔の如く、同じく漢籍の隋書の文章を利用して書いたものもある。なほ古事記は、日本書紀よりも八年前に成立したのであるが、日本書紀には、直接古事記から採つたと確認せられるものは見當ら

ない。風土記も、日本書紀よりも前に出来たものもあるはずであるが、これも直接資料としたと考へられるものは無い。諸氏の纂記の類は、資料として使用したものなるべく、例へば、景行天皇の卷に於ける磐鹿六雁（いはかむつかり）の命の事蹟の如きは、高橋氏文を資料としてゐるやうに考へられる。

日本書紀は、出来るだけ廣く資料を蒐集して編纂したと見られる。それは古い傳承のみならず、その時々記された記録文書の類にも及んでゐる。かくの如くにして特に時代が降るに従つて記事が詳密になるを得たのである。

三、性質

日本書紀の書名が、日本の國號を冠してゐることは、國際意識にもとづくものである。當時外國との交通は、漸く盛になつて行つた。朝鮮諸國との交通は、相當古くから行はれたやうであるが、支那との交通も、推古天皇の御代に、正式の使として、遣隋使を遣して以來、引き續いて遣唐使が派遣せられた。これらの使節は、特に大陸の文化の輸入に功績があつた。彼の國に多數の史書があつて、前代の事を記してゐるのを見て、我が國に於いても、國家の施設として、史書の編纂を必要とした。それは外國から來る使人にも示し得るもので無ければならないとして、その體裁、文章、内容などにも留意して編纂せられたと考へられる。